

経済要録

国 内

◆金融システム改革法等の施行について

12月1日、6月に成立した金融システム改革法（「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」）および一括清算ネットティング法（「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」）が施行された（金融システム改革法については、株式売買委託手数料の自由化等一部の規定を除く）。

◆保険契約者保護機構および投資者保護基金の発足について

12月1日、いわゆる金融システム改革法の施行に伴い、保険契約者・投資者の保護を図り、保険業・証券取引に対する信頼性維持を目的とする保険契約者保護機構および投資者保護基金が発足した。

◆東京銀行協会、「新外国為替円決済制度への移行について」を発表

全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会は、12月4日、「新外国為替円決済制度への移行について」を発表した。その内容は、以下のとおり。

全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（会長 岸 曜 東京三菱銀行頭取）は、社団法

人東京銀行協会（以下「東銀協」という。）が運営している外国為替円決済制度（以下「外為円決済制度」という。）を民間クリアリング・システムが満たすべきグローバル・スタンダードとして定着しているBISの「ランファルシー基準」に合致させる観点から、その決済リスク削減策導入のための検討を進めてまいりました。この度、こうした制度改正に伴い必要となる日本銀行、制度加盟銀行および東銀協におけるシステム対応等所要の準備作業が完了したことから、来る12月7日（月）から、これに対応した新外為円決済制度に移行することいたしました。

新外為円決済制度の概要は次のとおりです。

1. ネッティングの法的有効性の確保

東銀協がセントラル・カウンターパーティーとなり、加盟銀行間のマルチラテラルの債権・債務関係を、各加盟銀行と東銀協との間のバイラテラルの債権・債務関係に置き換えたうえでネッティングを行うことにより、法的有効性を確保した。

外為円決済制度は、外国為替市場での売買に伴う円代金やコルレス先円勘定の振替、円建仕向送金取引等の外国為替取引に伴う銀行間の円資金の決済を集中的に行う制度である。

外為円決済制度において加盟銀行相互間で交換される支払指図については、仕向銀行が債務者、被仕向銀行が債権者となるが、3時時点処

理でこれらの債権・債務を一括して差引計算し、各加盟銀行ごとに一本の受払戻を計算したうえで日本銀行当座預金口座を通じて決済している。このように複数の当事者間の債権・債務を一括して直接多角的に差引計算することをマルチラテラル・ネットティングという。

しかしながら、わが国においてはマルチラテラル・ネットティングの有効性が必ずしも確立していないことから、現行のネットティング方式を変更し、東銀協がセントラル・カウンターパーティーとなって、加盟銀行間のマルチラテラルの債権・債務関係を、加盟銀行と東銀協との間の債権・債務関係に置き換えたうえでネットティングを行うというスキームを構築した。すなわち、

(1) 東銀協はセントラル・カウンターパーティーとして、仕向銀行によるネット決済支払指図電文が日銀ネットの伝送の対象となる都度、仕向銀行の被仕向銀行に対する債務を免責的に引受け、仕向銀行に対する債権を取得する。

(2) このようにして、東銀協が取得した債権および引受けた債務は、日本銀行が3時時点処理を終了する時に対当額で差引計算され、相殺されたものとする。

なお、具体的な決済は、決済勘定（東銀協名義の日銀当座預金勘定）を受け皿口座として開設し、①交換戻を支払うべき加盟銀行の母店勘定からその交換戻相当額を引落して決済勘定に入金し、次に②交換戻を受取るべき加盟銀行の交換戻相当額を決済勘定から引落して当該加盟銀行の母店勘定に入金することにより行われる。

2. エクスポートジャーの削減策

決済のエクスポートジャー（被仕向銀行が決済完了までの間に晒されている仕向銀行の信用リスクや流動性リスク）を削減するため、「ネット受取限度額」の設定を義務化するとともに、「仕向超過限度額」を新設した。

(1) ネット受取限度額の設定義務化

外為円決済制度においては、午前9時から午後1時45分までの間に加盟銀行間で支払指図が交換され、その債権・債務の差額（交換戻）は3時時点処理により決済される。したがって、支払指図が交換されてから決済が完了するまでの間に破綻したり、流動性が不足することにより、交換戻をタイムリーに支払えない加盟銀行（以下「交換戻不払銀行」という。）が生じた場合には、被仕向銀行は交換戻不払銀行から資金を受取れなくなるというリスクが顕在化する。

「ネット受取限度額」^(注)は、ある加盟銀行が他の加盟銀行々に対するエクスポートジャーに上限を課し、こうしたリスクの顕現化による影響を極力抑制するためのものであるが、現行制度ではその設定が任意とされているため、ほとんど利用されてこなかった。

これに対し、新制度では、ネット受取限度額の設定を義務付けた。これにより、各加盟銀行は他の加盟銀行々に対して負う信用リスクを直接自己の判断に基づいて管理することが要求されることとなる。

(注) 「ネット受取限度額」とは、相手銀行から受取った支払指図の合計額（相手銀行に対する債権額の合計）から当該相手銀行に支払った支払指図の合計額（当該相手銀行に対する債務

額の合計)を控除した差額(ネットの受取額)に係る限度額である。例えば、A銀行がB銀行に対してネット受取限度額を100億円と設定したとする。この場合、B銀行が支払指図電文を送信するときに、その時点におけるB銀行からA銀行へのネットの受取額に当該支払指図電文の金額を加算した金額が100億円を超える場合には、当該支払指図電文は送信されずエラー扱いとなる。

(2) 仕向超過限度額の新設

上記(1)のとおり、「ネット受取限度額」の設定により、仕向銀行が被仕向銀行に送信できる支払指図の金額は限定され、その結果、相対でのエクスポートヤーは削減される。しかしながら、各加盟銀行には他のすべての加盟銀行からネット受取限度額が設定されることから、一つの加盟銀行が仕向けることが可能な支払指図の合計額は多額なものになり、結果として制度全体が大きな決済リスクに晒されることになる。このため、各加盟銀行が制度全体にもたらすエクスポートヤーの上限として、「仕向超過限度額」を新設した。

この仕向超過限度額は、他の加盟銀行から設定されたネット受取限度額の合計額に一定率(新制度への移行当初は6%、来年2月以降は5%)を乗じた額とすることとし、加盟銀行はそれを超えて支払指図電文を送信することはできない。(注)

(注) 加盟銀行がネット決済支払指図電文を送信した場合において、上記(1)のネット受取限度額または仕向超過限度額に抵触したときは、仕向銀行の当該支払指図電文の送信事務の円滑化に資するため、当該支払指図電文を直ちにエラー扱いとせずに日銀ネット内に設置した伝送保留ファイルに一時的に保留し、一定間隔で上記限度額に抵触するか否かのチェックを繰り返し、限度額の範囲内に納

まつ場合には、当該支払指図電文を被仕向銀行に配信するという「伝送保留(キューイング)機能」を新設した。

3. タイムリーな決済の完了とそれを確保するためのファシリティー

最大の交換尻支払債務を負う加盟銀行が交換尻不払銀行となった場合でも当日の決済をタイムリーに完了させることができるようにするために、ロスシェア・ルールを見直すとともに、新たに担保スキームおよび流動性スキームを構築した。

(1) ロスシェア・ルールの見直し

ロスシェア・ルールとは、交換尻不払銀行が発生した場合にその交換尻不払額をどのように埋め合わせて決済を完了するかという取り決めである。現行制度では、交換尻不払銀行に対する勝ち銀行(当該交換尻不払銀行と交換した支払指図金額が受取超過となった銀行)がその勝ち額に応じて按分して損失を負担することになっている。しかし、この場合、交換尻不払銀行に対する勝ち銀行であっても、その他の加盟銀行との受払尻を含めて交換尻を算出したときには、負け尻になっている可能性もあり、必ずしも合理的なルールとは言い難い面があった。

このため新制度では、交換尻不払銀行を除く加盟銀行(以下「残存銀行」という)が交換尻不払額について応分の負担をするというサバイバーズ・ペイの仕組みを採用して、現行のロスシェア・ルールを変更することとした。具体的には、残存銀行が交換尻不払銀行に設定したネット受取限度額

のシェアに応じて当該交換戻不払額を負担して決済を完了させることとした。なお、この各残存銀行による負担金を「決済完了分担金」という。

(2) 流動性スキームの構築

交換戻不払銀行が発生した場合には、上記(1)のとおり、残存銀行が決済完了分担金を拠出して決済を完了させることになるが、流動性不足のため、決済完了分担金を支払えないということが起こりうる。このため、その残存銀行は東銀協に対して支払いの猶予を求めることができるとともに、東銀協は予め選定した流動性供給銀行から当該残存銀行の決済完了分担金相当額の流動性供給を受けて決済を完了させるというスキームを新設した。

(3) 担保スキームの構築

上記(2)において、東銀協が流動性供給銀行から資金供給を受けるに当たっては、そのための実質的な担保として、決済完了分担金を支払えなかった残存銀行が差し入れた国債を利用する。したがって、各加盟銀行は、一定額（所要担保額）以上の担保を予め東銀協に差し入れることが義務付けられる。

なお、所要担保額は、自行が他の加盟銀行に設定した最大のネット受取限度額に一定率（新制度への移行当初は6%、来年2月以降は5%）を乗じた額または最低担保額（1億円）のいずれか大きい額である。

4. グロス決済の新設

上記1～3はネット決済の仕組みについて

であるが、上記2の限度額管理に抵触してネット決済支払指図電文を送信することができなかった等の理由から、ネット決済支払指図の交換時間帯終了後に加盟銀行が支払いを行いたいとか、大口の資金受払いについては、上記2の限度額管理の対象とならない形で送受信事務を行いたいといったニーズが出てくることが想定される。このための補完手段として、日本銀行の当座預金振替と連動する形で、外為円決済に係る支払指図を1本ごとに直ちに決済するという、即時処理モード（「グロス決済支払指図」）を新設した。

なお、このグロス決済支払指図については、午前9時から午後5時までの間に送信できることとした。

5. 参加形態

新制度においては、決済リスク削減策の強化・拡充に伴う担保負担やリスク管理のためのシステム開発等この制度に直接参加するためのコストが増大する。また、外為円決済制度に関する事務処理を外部委託するニーズも強まっている。こうしたことを受け、新制度に参加する参加銀行の新しいカテゴリーとして、加盟銀行（日銀ネットを利用して外為円決済制度関係事務を処理する金融機関）に対し支払指図の交換および交換した支払指図に係る資金決済事務を委託する「決済制度事務委託銀行」を新設した。

新制度移行時の参加形態は次のとおり。

参加銀行 (264行)	加盟銀行 (49行)
	決済制度事務委託銀行 (215行)

◆平成10年度一般会計第3次補正予算の成立について

12月11日、参議院本会議において、平成10年度一般会計第3次補正予算が可決され、成立した（その概要については、『日本銀行調査月報』1999年1月号「経済要録」参照）。

◆財政構造改革法停止法の成立について

12月11日、参議院本会議において、財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律が可決され、成立した（12月18日公布、同日施行）。

◆日本債券信用銀行に対する公的管理開始決定について

日本銀行は、12月13日、日本債券信用銀行に対する特別公的管理開始決定に関する、以下の内容の総裁談話を発表した。

1. 本日、日本債券信用銀行より、「内閣総理大臣から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』（金融再生法）に基づく特別公的管理の開始の決定を行った旨の通知を受けた」との報告があった。また、政府からも、同様の連絡を受けた。

2. 日本債券信用銀行は、昨年4月、政府からの強い要請を踏まえた新金融安定化基金（日本銀行拠出分）による優先株の引受けならびに民間金融機関等による出資を含む、抜本的な経営再建策を発表し、関係者の支援を得な

がら経営の再建に努めてきたところである。しかし、その後、経済情勢が一段と悪化する中で、先般の金融監督庁による検査において、本年3月末時点で債務超過となる見込みとされ、本日、特別公的管理の開始が決定されるに至ったことは、誠に残念な事態であると考えている。

3. 今後、日本債券信用銀行については、金融再生法に基づき、預金保険機構が、一時的に株式を全額取得したうえで、資金の貸付け、資産の買取り、損失の補てん等、所要の支援を行っていくこととなる。こうした措置により、今後、日本債券信用銀行は、特別公的管理銀行として銀行業務を継続する。この中で、預金、金融債、インターバンク取引、デリバティブ取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保されることとなる。

4. 日本銀行としては、今後、金融再生法の定めるところにより、日本債券信用銀行の業務の整理・合理化等が迅速に行われ、早期に特別公的管理を終えることを強く期待している。また、わが国金融システムの安定確保のため、政府とも協力しつつ、引き続き全力を挙げていく所存である。

◆金融再生委員会の発足について

12月15日、金融再生委員会設置法に基づき、総理府の外局として金融再生委員会が発足した（なお、これに伴い金融監督庁は金融再生委員会のもとに置かれることになった）。

◆日本銀行、「短期国債売買における売買対象先選定基本要領」等を制定

日本銀行は、12月15日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図り、また金融調節に関する事務手続の透明性を向上させる観点から、下記の基本要領を定めることを決定し、これを対外公表した。

記

1. 短期国債売買における売買対象先選定基本要領……別紙1
2. コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領……別紙2
3. 割引短期国債の売戻条件付買入基本要領……別紙3
4. 政府短期証券の買戻条件付売却基本要領……別紙4
5. コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入基本要領……別紙5

別紙1

「短期国債売買における売買対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の一層の明確化を図る趣旨から、「政府短期証券の買戻条件付売却基本要領」（平成10年12月15日付政第252号別紙1.）に規定する売却対象先および「割引短期国債の売戻条件付買入基本要領」（平成10年12月15日付政第252号別紙2.）に規定する買入対象先（以下「売買対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 売買対象先の選定基準等

- (1) 売買対象先の選定に当っては、売買対象先となることを希望する先を公募するものとする。
- (2) 売買対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。
 - イ、 本行本店の当座預金取引であること
 - ロ、 当座預金取引および国債関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること
 - ハ、 国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であること
- 二、 信用力が十分であること
- (3) (2)に掲げる要件を満たした先の数が、本行が政府短期証券および割引短期国債（以下「短期国債」という。）の売買の円滑な実施のために適当と認める売買対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売買対象先を選定する。
 - イ、 短期国債の流通市場における取引高
 - ロ、 短期国債の流通市場における取引平均残高
 - ハ、 短期国債の流通市場における取引先数
- 二、 短期国債の流通市場における金利情報の市場参加者への提供状況
- ホ、 既存の売買対象先については、本行の短期国債売買における落札実績

3. 売買対象先の選定頻度

売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

4. 売買対象先の遵守事項等

- (1) 売買対象先の公募に際しては、次に掲げる売買対象先としての遵守事項を明示するものとする。
- イ、 本行の短期国債売買に積極的に応札すること
 - ロ、 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - ハ、 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- (2) 売買対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。
- (3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

5. その他

- (1) この基本要領は、平成10年12月15日から実施する。
- (2) この基本要領に基づく初回の選定に関しては、2.(3)イ、ないしホ、に規定する「短期国債」は「割引短期国債」と読替えるものとする。

別紙2

「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続きの一層の明確化を図る趣旨から、「コマ

シャル・ペーパーの売戻条件付買入基本要領」(平成10年12月15日付政第253号別紙1.)に規定する買入対象先(以下「買入対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

- (1) 買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。
- (2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。
- イ、 本行本店の当座預金取引先であること
 - ロ、 信用力が十分であること
- (3) (2)に掲げる要件を満たした先の数が、本行がコマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入(以下「CP買入」という。)の円滑な実施のために適当と認める買入対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して買入対象先を選定する。
- イ、 コマーシャル・ペーパーの流通市場(以下「CP流通市場」という。)における取引高
 - ロ、 CP流通市場における取引平均残高
 - ハ、 CP流通市場における取引先数
 - ニ、 CP流通市場における金利情報の市場参加者への提供状況
 - ホ、 既存の買入対象先については、本行のCP買入における落札実績

3. 買入対象先の選定頻度

買入対象先は、原則として年1回の頻度で

見直すこととする。

4. 買入対象先の遵守事項等

- (1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。
- イ、 本行のCP買入に積極的に応札すること
- ロ、 正確かつ迅速に事務を処理すること
- ハ、 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- (2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。
- (3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

5. その他

この基本要領は、平成10年12月15日から実施する。

別紙3

「割引短期国債の売戻条件付買入基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、割引短期国債の売戻条件付買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店

本店（業務局）とする。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 買入対象

割引短期国債とする。

5. 売戻条件

買入に当っては、確定日に売戻を行う旨の条件を付する。

6. 買入方式

次のいずれかの方式による。

(1) 利回り入札方式

本行が所有する期間中の利回り（以下「期間利回り」という。）を入札に付してコンペティション方式により決定し、これにより買入れる方式。

(2) 固定利回り方式

短期金融市場の金利動向等を勘案してあらかじめ期間利回りを決定し、これにより買入れる方式。

7. 買入価格

市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定める。

8. 売戻価格

売戻価格は、買入価格から償還差益にかかる所得税の源泉徴収税額相当額（以下「源徴税相当額」という。）を差引いた価格に、当該価格に買入日の翌日から起算した売戻日までの日数に応じて期間利回りを乗じて得た額および源徴税相当額を加えた金額とする。

9. 買入日、売戻日および買入金額等

買入日および売戻日、買入金額、買入先、買入の対象とする割引短期国債の銘柄その他買入を行うために必要な具体的な事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入のつど決定するものとする。

10. その他

- (1) 3. の規定は、平成10年12月15日から実施する。
- (2) 3. 以外の規定は、3. に規定する買入対象先の選定事務手続が終了した日から実施する。

別紙4

「政府短期証券の買戻条件付売却基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、政府短期証券の買戻条件付売却を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 売却店

本店（業務局）とする。

3. 売却対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 売却対象

政府短期証券とする。

5. 買戻条件

売却に当っては、確定日に買戻を行う旨の条件を付する。

6. 売却方式

売却対象先が所有する期間中の利回り（以下「期間利回り」という。）を入札に付してコンペティション方式により決定し、これにより売却する方式とする。

7. 売却価格

売却価格は、売却対象となる政府短期証券の銘柄ごとに発行割引歩合および満期日までの日数等を勘案して算出した価格とする。

8. 買戻価格

買戻価格は、売却価格から償還差益にかかる所得税の源泉徴収税額相当額（以下「源徴税相当額」という。）を差引いた価格に、当該価格に売却日の翌日から起算した買戻日までの日数に応じて期間利回りを乗じて得た額およ

より源徴税相当額を加えた金額とする。

9. 売却日、買戻日および売却金額等

売却日および買戻日、売却金額、売却先、売却の対象とする政府短期証券の銘柄その他売却を行うために必要な具体的な事項については、金融市場の情勢等を勘案して売却のつど決定するものとする。

10. その他

- (1) 3. の規定は、平成10年12月15日から実施する。
- (2) 3. 以外の規定は、3. に規定する売却対象先の選定事務手続が終了した日から実施する。

別紙5

「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入を行うために必要な基本的な事項を定めるものとする。

2. 買入店

本店（業務局）とする。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証

券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 買入対象

発行体の信用力等に照らし本行が適格と認めたコマーシャル・ペーパーであって、満期日が買入日の翌日から起算して1年以内に到来するものとする。

5. 売戻条件

買入に当っては、買入日から起算して3か月以内の確定日に売戻を行う旨の条件を付する。

6. 買入方式

次のいずれかの方式による。

(1) 利回り入札方式

本行が所有する期間中の利回り（以下「期間利回り」という。）を入札に付してコンペティション方式により決定し、これにより買入れる方式。

(2) 固定利回り方式

短期金融市場の金利動向等を勘案してあらかじめ期間利回りを決定し、これにより買入れる方式。

7. 買入価格・売戻価格

コマーシャル・ペーパーの買入および売戻は期間利回りを利用した割引の方法により行うこととし、買入および売戻の価格は満期日までの期間中の利回りがいずれも6. に規定するいずれかの方式により決定した期間利回

りと等しくなるよう算出する。

8. 買入日、売戻日および買入金額等

買入日および売戻日、買入金額、買入先その他買入を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入のつど決定するものとする。

9. その他

- (1) 3. の規定は、平成10年12月15日から実施する。
- (2) 3. 以外の規定は、3. に規定する買入対象先の選定事務手続が終了した日から実施する。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、12月15日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、平成11年1月～6月の金融政策決定会合の開催予定日を、別添2のとおりとし、これを公表することを決定、同日対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同17日に公表したほか、11月13日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを12月18日に公表した。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、

平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

なお、金融市場の安定を維持するうえで必要と判断されるような場合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添1)

平成10年12月15日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

(別添2)

平成10年12月15日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成11年1月～6月）

	会合開催	(参考) 金融経済月報公表	(議事要旨公表)
11年 1月	1月19日(火)	1月21日(木) (3月 2日(火))	
2月	2月12日(金) 2月25日(木)	2月16日(火) (3月17日(水)) — (3月30日(火))	
3月	3月12日(金) 3月25日(木)	3月16日(火) (4月14日(水)) — (4月27日(火))	
4月	4月 9日(金) 4月22日(木)	4月13日(火) (5月21日(金)) — (6月17日(木))	
5月	5月18日(火)	5月20日(木) (7月 1日(木))	
6月	6月14日(月) 6月28日(月)	6月16日(水) 未定 — 未定	

◆平成11年度の政府経済見通しについて

政府は、12月20日、「平成11年度の経済見通

しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。経済見通しにかかる主要経済指標は、以下のとおり。

主　要　経　済　指　標

	平成9年度 (実績)	平成10年度 (実績見込み)	平成11年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				平成10年度	平成11年度	平成10年度	平成11年度
1. 国内総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	505.0	494.1	496.3	▲ 2.2	▲ 2.2	0.5	0.5
民間最終消費支出	304.4	303.6	305.2	▲ 0.3	▲ 0.5	0.5	0.4
民間住宅	22.3	20.1	21.5	▲10.0	▲ 8.6	7.2	6.7
民間企業設備	79.4	67.6	62.9	▲14.9	▲13.5	▲ 6.9	▲ 5.2
国民総生産	511.5	501.8	504.4	▲ 1.9	▲ 1.9	0.5	0.5
2. 雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6,794	6,785	6,800	▲ 0.1		0.2	
就業者総数	6,557	6,495	6,510	▲ 0.9		0.2	
3. 鉱工業	%	%程度	%程度	—		—	
鉱工業生産指数	1.2	▲ 7.0	1.0	—		—	
4. 物価	%	%程度	%程度	—		—	
国内卸売物価指数	1.0	▲ 2.1	▲ 0.9	—		—	
対前年度騰落率	2.0	0.3	0.1	—		—	
5. 国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度	—	
貿易・サービス収支	7.3	10.8	10.0	—		—	
貿易収支	13.6	16.9	15.8	—		—	
輸出	49.9	49.3	47.6	▲ 1.2	▲ 3.4	—	
輸入	36.3	32.4	31.8	▲10.6	▲ 1.9	—	
経常収支	12.9	17.6	17.1	—		—	

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された平成11年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすことであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◆平成11年度税制改正の大綱の閣議提出について

政府は、12月21日、平成11年度税制改正の大綱を閣議に提出した。本大綱では、平成11年度税制改正の具体的な内容として、個人所得課税及び法人課税の恒久的減税措置や住宅ローン減税のほか、有価証券取引税等の廃止やTB・FBの源泉徴収免除等の金融関連税制の改正項目、などをあげている。

◆大蔵省、「円の国際化の推進策について」を公表

大蔵省は、12月22日、円の国際化の推進策について、以下のとおり公表した。

円の国際化の推進策について

円の国際化を推進するための具体的な方策につき、下記のような対応を進めることとします。

記

(1) FB(政府短期証券)の市中公募入札発行について

以下のようなFB発行の新たなスキームに沿って、FBの市中公募入札発行を行うこととする。なお、本件に関する実務的事項等については後日、別途公表する。

① FBの発行方式を現行の定率公募残額日銀引受方式から、原則として公募入札方式に改める。

② FBの償還期間は、原則として13週間(3ヶ月)とし、週1回程度発行する。

③ 公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生

じた場合には、日本銀行は、例外的に所要のFBの引受けを行うものとする。ただし、日本銀行が例外的に引き受けたFBについては、公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還するものとする。

④ FBの公募入札発行は平成11年4月より開始する。ただし、公募入札への完全な移行は、1年程度を目途として、市場実勢等を見極めつつ段階的に行うこととし、それまでの間、日銀引受による発行を併用する。

(2) 円の国際化に関する税制の見直しについて

平成11年度税制改正事項として、以下の項目を決定した。今後、必要となる法令の改正等に向けて、鋭意検討・準備を進めることとする。

① TB(短期割引国債)・FB(その発行されるもののすべてが発行と同時に一括登録されるTB・FBに限る。以下同じ。)の償還差益については、その発行時の源泉徴収を免除することとし、外国法人がTB・FB(償還期間を通じて一括登録がされていたものに限る。)につき支払を受ける償還差益については、原則として法人税を課さないこととする。これに伴い、本人確認制度・支払調書制度等、所要の整備を行う。

(注) 上記措置は、平成11年4月1日以後に発行されるTB・FBについて適用する。

② 非居住者・外国法人が支払を受ける一括登録国債の利子につき、一定の要件の下、一括登録期間に対応する金額に対する源泉徴収を免除する。これに伴い、本

人確認制度・支払調書制度等、所要の整備を行う。

(注) 上記措置は、平成11年9月1日以後に計算期間が開始する一括登録国債の利子について適用する。

③ 指定金融機関等の源泉徴収免除制度及び公共法人等の利子非課税制度につき、対象となる国債利子の範囲から個別登録国債の利子（平成13年1月1日以後に計算期間が開始するもの）を除外する。

(参考) 有価証券取引税及び取引所税は平成11年3月31日をもって廃止する。

(注) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、引き続き平成13年3月31日まで適用する経過措置を講じた上、廃止する。

(3) 国債の繰上償還条項の撤廃について
平成11年1月以後に発行する国債について、繰上償還条項を撤廃する。

(4) その他

- ① 平成11年度より、30年国債及び1年物T Bを導入することとし、国債の償還年限の一層の多様化を進める。
- ② さらに円の国際的な使用を推進するための幅広い分野に係る問題につき、外国為替等審議会において、来春の答申に向か、引き続き審議を進めて頂くこととしている。

◆日本銀行、「政府短期証券（F B）の市中公募入札発行について」を公表

日本銀行は、12月22日、政府短期証券（F B）

の発行方式の市中公募入札化に関して、別添のとおり対外公表した。

(別添)

平成10年12月22日
日本銀行

政府短期証券（F B）の市中公募入札発行について

日本銀行は、大蔵省をはじめ関係各方面とともに、政府短期証券（F B）の発行方式見直しについて検討を進めてきたが、今般、下記のスケームに沿って市中公募入札化することについて合意をみた。

政府短期証券について、日本銀行ではかねてより、円の国際化をも展望した短期金融市場の整備・拡充や中央銀行による政府向け信用のあり方の観点から、市中公募入札方式により発行されることが望ましいと考えてきたところであり、今回の見直しは、こうした考え方へ沿ったものである。

なお、本件に関する実務的事項等については後日、別途公表する予定である。

記

1. 政府短期証券の発行方式を現行の定率公募残額日銀引受方式から、原則として公募入札方式に改める。
2. 政府短期証券の償還期間は、原則として13週間（3ヶ月）とし、週1回程度発行する。
3. 公募入札において募集残額等が生じた場合

及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行は、例外的に所要の政府短期証券の引受けを行うものとする。ただし、日本銀行が例外的に引き受けた政府短期証券については、公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還するものとする。

4. 政府短期証券の公募入札発行は平成11年4月より開始する。ただし、公募入札への完全な移行は、1年程度を目途として、市場実勢等を見極めつつ段階的に行うこととし、それまでの間、日銀引受による発行を併用する。

◆金融監督庁、「金融検査マニュアル検討会中間とりまとめ」を公表

金融監督庁は、12月22日、「金融検査マニュアル検討会中間とりまとめ」を公表した。金融監督庁では、検査官が金融機関を検査する際の手引書（マニュアル）を整備するため、検査部内に、法律家、公認会計士、金融実務家等をメンバーとする「金融検査マニュアル検討会」を設置し、検討を進めていたが、今般の中間とりまとめは、その成果として公表されたものである。

◆平成11年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案について

政府は、12月25日、平成11年度一般会計予算および財政投融資計画について閣議決定した。その概要是、以下のとおり。

平成11年度一般会計予算案

		(単位 億円、%)	
		11年度	10年度 当初予算比 増減(△)率
歳入	租税及印紙収入	471,190	△ 19.5
	その他収入	36,911	2.8
	公債金	310,500	99.6
	合計	818,601	5.4
歳出	一般歳出	468,878	5.3
	うち 社会保障関係費	160,950	8.4
	文教及び科学振興費	64,731	2.0
	恩給関係費	14,783	△ 3.4
	防衛関係費	49,322	△ 0.2
	公共事業関係費	94,307	5.0
	経済協力費	9,877	0.8
	中小企業対策費	1,923	3.5
	エネルギー対策費	6,531	△ 2.3
	主要食糧関係費	2,687	△ 0.1
	産投特会繰入	1,595	0.0
	その他の事項経費	53,671	1.7
	公共事業等予備費	5,000	-
	予備費	3,500	0.0
	国債費	198,319	14.9
	地方交付税交付金等	135,230	△ 14.8
	9年度決算不足補てん繰戻	16,174	-
	合計	818,601	5.4

平成11年度財政投融資計画

		(単位 億円、%)	
		11年度	10年度 当初計画比 増減(△)率
財政投融資 の概要	[一般財政投融資]		
	住宅関連機関	110,926	1.7
	住宅金融公庫	101,176	2.0
	住宅・都市整備公団	9,750	△ 1.0
	中小企業関連機関	64,705	3.2
	うち 国民金融公庫	37,900	0.0
	中小企業金融公庫	22,100	10.0
	環境衛生金融公庫	4,000	0.0
	その他公庫・銀行等	61,805	76.5
	うち 日本開発銀行	25,550	88.6
	日本輸出入銀行	19,100	79.3
	海外経済協力基金	7,465	70.0
	その他公団・事業団等	61,606	△ 7.2
	うち 年金福祉事業団	16,956	△ 13.9
	社会福祉・医療事業団	3,645	0.0
	日本道路公団	21,063	4.1
	地方	94,450	1.1
	地方公共団体	77,400	1.8
	公営企業金融公庫	17,050	△ 7.3
	計	393,492	7.3
	[資金運用事業]		
	郵便貯金特別会計	85,000	6.3
	年金福祉事業団	30,500	8.9
	簡易保険福祉事業団	20,000	△ 20.0
	計	135,500	1.9
	合計	528,992	5.9
原資内訳	[国債引受け]	-	皆減
	資金運用部資金	437,156	△ 9.1
	簡保資金	65,800	△ 7.3
	政府保証債・政府保証借入金	25,000	0.0
	うち 政府保証債	25,000	0.0
	産業投資特別会計	1,036	63.1
	合計	528,992	△ 8.4

◆日本銀行・東京銀行協会・債券決済ネットワーク、「コンピューター2000年問題に関する各種決済システムの対外接続テスト結果について(速報)」を公表

日本銀行・東京銀行協会・債券決済ネットワークは、12月25日、「コンピューター2000年問題に関する各種決済システムの対外接続テスト結果について(速報)」を公表した。同テストは、各システムの2000年問題対応が適切に行われているか否かを、センターと参加者を接続した形で確認すること等を目的に実施(同20日、450余りの金融機関が参加)されたもの。同テストにおいて、参加者間における2000年日付のデータの授受が正常に処理され、2000年問題への対応が順調に進んでいることが確認された(その詳細については、『日本銀行ホームページ』参照)。

◆現行金利一覧 (11年1月15日現在)(単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.500	10. 9.16 (1.625)
長期プライムレート	2.9	11. 1. 8 (2.2)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.90	11. 1. 8 (2.20)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.90	11. 1. 8 (2.20)
・住宅金融公庫	2.20	10.12.28 (2.00)
資金運用部預託金利(期間3年~5年)	0.70	10.10.16 (1.10)
(期間5年~7年)	1.00	10.12.16 (0.90)
(期間7年以上)	1.30	10.12.16 (1.10)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(11年1月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>1.869</u> <u>2.0</u> <u>101.10</u>	〈12月債〉 0.972 1.1 101.16
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>1.353</u> 1.101 93.50	〈11月債〉 0.662 1.101 93.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈10年9月14日発行分~〉 0.175 0.175 99.9712	〈7年9月13日発行分~〉 0.374 0.375 99.9384
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>1.929</u> <u>1.9</u> <u>99.75</u>	〈12月債〉 1.256 1.2 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>1.971</u> <u>1.9</u> 99.40	〈12月債〉 1.368 1.3 99.40
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>1.200</u> <u>1.2</u> 100.00	〈12月債〉 0.900 0.9 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>2.000</u> <u>2.0</u> 100.00	〈12月債〉 1.300 1.3 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈1月後半債〉 0.502 0.411 0.49 99.50	〈1月前半債〉 0.502 0.411 0.49 99.50

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆EMU(経済通貨統合)第三段階スタート

99年1月1日、EMUの第三段階がスタートし、これに参加する11ヶ国（独、仏、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、アイルランド、フィンランド、オーストリア、イタリア、スペイン、ポルトガル）において、統一通貨ユーロが導入された。なお、参加11ヶ国の通貨とユーロのコンバージョンレート（固定交換レート）は、昨年12月31日のEU閣僚会議（蔵相理事会）で下記の通り決定されている。

1 ユーロ=40.3399ベルギー・フラン
1.95583 ドイツ・マルク
166.386 スペイン・ペセタ
6.55957 フランス・フラン
0.787564 アイルランド・プント
1936.27 イタリア・リラ
40.3399 ルクセンブルク・フラン
2.20371 オランダ・ギルダー
13.7603 オーストリア・シリング
200.482 ポルトガル・エスクード
5.94573 フィンランド・マルカ

◆マレーシア中央銀行、不動産向け貸出規制を強化

マレーシア中央銀行は、1月6日から、金融機関（商業銀行、マーチャント・バンク、ファイナンス・カンパニー）に対して、①1件25万リンギを超える住宅および店舗の建設、および②ホテル、リゾート施設、オフィスビル、ゴルフ場、ショッピング・モール等の開発、を目的とする新規融資を禁止した。

◆ブラジル中央銀行、貸出金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、ペナルティーレートである銀行救済金利（T B A N）の適用に一本化されていた中銀貸出に関し、12月16日、基準貸出金利（T B C）による貸出再開を決めた。この措置に伴って、中銀貸出レートは事実上42.25%から29%に引き下げられた。なお、T B A Nについても42.25%から36%へ引き下げた。